

## 船橋市消防指令システム設計業務事業者評価委員会設置要領

### (設置)

第1条 船橋市消防指令システム更新整備に係る設計業務を実施するにあたって、プロポーザルの審査等を厳正かつ公正に行うため、船橋市消防指令システム設計業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

### (所管事項)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 評価方法及び評価基準（評価項目、点数配分等）の審査に関する事。
- (2) 提案の審査及び評価に関する事。
- (3) 結果の公表方法に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 評価委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は警防担当次長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 総務担当次長
  - (2) 総務課長
  - (3) 財務課長
  - (4) 予防課長
  - (5) 警防課長
  - (6) 救急課長
  - (7) 指揮指令課長
  - (8) デジタル行政推進課長

### (委員長)

第4条 委員長は評価委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のとき又は事故があるときは、その者の職務を代理する者に代理させることができる。
- 4 委員長が不在のとき又は事故があるときは、総務担当次長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席者によって成立する。
- 3 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議は、非公開とする。

### (委員等の責務)

第6条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (庶務)

第7条 評価委員会の事務を処理するため、消防局指揮指令課に事務局を置く。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この要領は、決裁のあった日から施行し、受託候補者を特定した日をもって効力を失う。